

○ばんげひがし公園町民プール管理規則

平成6年3月25日
規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、会津坂下町都市公園条例（昭和63年会津坂下町条例第8号。以下「条例」という。）の第22条の規定に基づき、ばんげひがし公園町民プール（以下「町民プール」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 町民プールの施設は次のとおりとする。

- (1) 屋内プール
- (2) 流水プール
- (3) チビッコプール

(使用時間)

第3条 町民プールの使用時間は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

	1回	2回	3回
屋内プール	午前9時から正午	午後1時から午後4時	午後5時から午後8時
流水プール、チビッコプール	午前9時から正午	午後1時から午後4時	

(開設期間)

第4条 町民プールの開設期間は4月より9月までの町長が別に定めた期間とする。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内においては、秩序を乱すような行為をしないこと。
- (2) 幼稚園児以下の使用については、付き添いの者が同伴すること。
- (3) 使用上の注意事項に従うこと。
- (4) 動物類の持ち込みをしないこと。
- (5) 使用する設備及び物品は、ていねいに取り扱うこと。

(管理日報等)

第6条 条例第21条に規定する管理受託者（以下「受託者」という。）は、町民プールの管理状況を明らかにするため、管理日報及び管理月報を作成し、町長に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。